

事前評価票【No.11】

施策等名	エコパーキングシステムの普及促進	担当課 (担当課長名)	道路局道路環境調査室 (室長 川瀧 弘之)
施策等の概要	<p>高速道路SA・PA等において、仮眠や荷待ち等の際のアイドリングのかわりに必要な電源を外部から供給するシステム（エコパーキングシステム）を試行的に導入し、システム導入によるCO<sub>2</sub>排出量や局所的な大気環境改善への効果を把握するとともに、当該システムのニーズやそれを普及させるための方策等について検証する。（予算関係） 【予算要求額：200百万円】</p>		
施策等の目的	<p>アイドリングによるCO<sub>2</sub>排出やNO<sub>x</sub>・SPM等局所的な大気環境悪化の解消を図る。</p>		
政策目標	3 地球環境の保全		
施策目標	9 地球温暖化の防止等の環境の保全を行う		
業績指標	<p>検討中 【参考】 運輸部門のCO<sub>2</sub>排出量（毎年度環境省公表）</p>		
業績指標の目標値（目標年次）	<p>検討中 【参考】 京都議定書目標達成計画 ：2010年度の運輸部門のCO<sub>2</sub>排出量目標（約250百万t-CO<sub>2</sub>/年）</p>		
施策等の必要性	<p>京都議定書において、2008年度から2012年度の第1約束期間に排出される温暖化ガスの平均削減量を基準年（1990年）比の6%削減としたところ。2005年度のCO<sub>2</sub>排出量は、基準年比8%増となり、6%削減達成に向け、抜本的な対策が必要な状況である。（＝目標と現状のギャップ）</p> <p>部門毎に分析すると家庭部門や業務部門が目標から大幅に超過している状況。運輸部門についても、全CO<sub>2</sub>排出量の約2割を占めており依然大きな割合を占めている。また、運輸部門のうち約9割を自動車からの排出量が占めている。（＝原因分析）</p> <p>京都議定書における目標を達成するためには、効果的な施策を複合的に実施する必要があるが、そのうちの1つとして、アイドリングによるCO<sub>2</sub>排出削減がある。全日本トラック協会調査によると、長距離トラックドライバーの約5割以上が仮眠・荷待ち時間2時間以上アイドリングをしている状況にあり、アイドリングを抑制する必要がある。（＝課題の特定）</p> <p>高速道路SA・PA等における長距離トラックによるアイドリングを抑制するため、アイドリングによる自家発電の代わりに外部から電力を供給することで運転室内の冷暖房器や冷蔵・冷凍のための電気を賄うシステムを構築する。当該システムを試行的に実施し、課題等进行分析する。（＝施策の具体的内容）</p>		
社会的ニーズ	<p>高速道路SA・PA等の長距離トラックによるアイドリングがCO<sub>2</sub>排出を増大させているのみならず、局所的な大気環境を悪化させていることが社会問題化しており、早急な解決を求められている。</p>		

行政の関与	当該システムの導入初期において普及促進のための施策を遂行することによって運送事業者等の参入に対するリスク等を軽減するなどの施策を行政が講じることにより、その後、市場メカニズムの中で広く普及することが期待される。
国の関与	当該システムは新しく構築されたシステムであり現時点で広く使われているシステムではないことから、全国に広く展開される前に、国が当該システムを設置することによるCO <sub>2</sub> 排出量削減効果や局所的な大気質改善の効果のみならず、設置によって生じる課題等を把握しておく必要がある。
施策等の効率性	アイドリングを抑制するための代替策として、トラック運転手のモラルに訴える方法があるが、単にモラルに訴えるだけでは市場メカニズムが働きにくく、その効果が判然としないことから、本施策の方が効率的である。
施策等の有効性	東京電力の調べによると、アイドリングから外部電源に転換することで約98%のCO <sub>2</sub> 排出量削減効果があり、NO <sub>x</sub> やSPMも大幅に減少することが推計されている。当該システムの導入によるCO <sub>2</sub> 排出量削減効果は高い。
その他特記すべき事項	<p>社会資本整備審議会環境部会 交通政策審議会交通体系分科会環境部会がとりまとめた「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する中間とりまとめ（平成19年6月）」において、「路上あるいは高速道路のSAやPAにおけるトラック等のアイドリングストップをさらに推進するための駐停車中に外部からの電源を供給するシステムなど、新たな技術開発への支援の推進を検討する必要がある。」とされているところ。</p> <p>CO<sub>2</sub>排出量については、平成20年度以降の京都議定書のフォローアップにおいて、事後評価を実施予定であり、それに同調する形で事後検証を実施する。</p>